

三面地域まちづくり協議会設立総会

日 時；平成 24 年 3 月 8 日（木）

午後 6 時 30 分～

場 所；布部集落センター

【総会次第】

1 開 会

2 設立準備会長あいさつ

3 来賓紹介

4 議長及び議事録署名人の選出

5 議 事

第 1 号議案 三面地域まちづくり協議会規約（案）の承認について

第 2 号議案 三面地域まちづくり協議会役員（案）の承認について

第 3 号議案 三面地域まちづくり計画（案）の承認について

第 4 号議案 平成 24 年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

6 議長退任

7 来賓祝辞

8 閉 会

【祝賀会次第】

- 1 開 会
- 2 協議会長あいさつ
- 3 乾 杯

(祝 宴)

- 4 万歳三唱
- 5 閉 会

第1号議案

三面地域まちづくり協議会規約（案）の承認について

三面地域まちづくり協議会規約を案のとおり定めたいので承認を求める。

平成24年3月8日提出

平成24年 月 日承認

三面地域まちづくり協議会規約（案）

平成 24 年 3 月 日制定

（目的）

第1条 本会は、三面の雄大な自然と伝統・風景を大切にしながら、活気と地域愛に満ちたまちをつくることを目的とする。

（名称）

第2条 本会は、三面地域まちづくり協議会と称する。

（事務所）

第3条 本会の主たる事務所は、村上市岩沢 5611 番地「村上市朝日支所」内に置く。

（事業）

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

（構成）

第5条 本会は、三面地域に居住する人及び三面地域で事業を実施する個人若しくは法人又は三面地域で活動する各種団体（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 本会の設立時においては、準備会等で役員を選出し、設立総会において承認を得ること

とができるものとする。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会事務及び事務局を総括する。
- 4 理事は、本会の円滑な運営に努める。
- 5 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 代議員は、本会の構成員の中から集落区長が選出する。

- 2 代議員は、総会において役員会が提案した議題を審議し議決する。
- 3 代議員の定数は、別表に定めるとおりとする。
- 4 代議員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 5 代議員の中に欠員が生じた場合、補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 6 役員は代議員になることができない。

(顧問)

第10条 本会は、識者、アドバイザーなどによる顧問を必要に応じて置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選任し、総会の承認を得るものとする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会及び評議委員会とする。

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の2分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 規約の制定及び改正に関すること。
- (3) 会長、副会長、事務局長、理事、監事及び顧問の承認に関すること。
- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第 13 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数（評決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならぬ。

(役員会)

第 14 条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長、理事及び監事をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 役員会は、必要に応じて、評議委員及び顧問の出席を求め、助言、指導等を受けることができる。

(評議委員会)

第 15 条 評議委員会は、本会を構成する集落区長及び顧問で構成し、本会の運営に係る助言を行うものとする。

2 評議委員会は、会長又は評議委員の求めに応じ、開催することができる。

(専門部会)

第 16 条 本会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するため、必要に応じ専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、本会の構成員で構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、役員会において理事の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂

行できないときは、その職務を代行する。

7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第 17 条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長は、会務及び会計を掌握する。

4 事務局員は、事務局長を補佐し、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第 18 条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、会費、出資金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をする事ができる。

(監査)

第 19 条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第 20 条 この規約は、総会において総会出席者の2分の1以上の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第 21 条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 22 条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 8 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

集落名	代議員数
岩崩	3 人
茎太	2 人
千繩	3 人
新屋	5 人
中新保	2 人
堀野	1 人
石住	3 人
上中島	2 人
布部	8 人
猿田	1 人

第2号議案

三面地域まちづくり協議会役員（案）の承認について

三面地域まちづくり協議会の役員（案）について、次のとおり承認を求める。

平成24年3月8日提出
平成24年 月 日承認

役職	氏名	選出集落
会長	本間進二	布部
副会長	本間利廣	岩崩
副会長	菅井一志	新屋
事務局長	板垣俊和	上中島
理事	鷺尾光幸	岩崩
理事	佐藤正利	茎太
理事	田村吉雄	千繩
理事	板垣英樹	新屋
理事	高橋章平	中新保
理事	貝沼一夫	堀野
理事	石栗芳昭	石住
理事	佐藤幸子	布部
理事	佐藤正勝	猿田
監事	高橋利行	千繩
監事	本間誠	石住

第3号議案

三面地域まちづくり計画（案）の承認について

三面地域まちづくり計画を制定したいので、案により承認を求めます。

平成24年3月8日提出

平成24年 月 日承認

三面地域まちづくり計画（案）



平成24年3月

三面地域まちづくり協議会

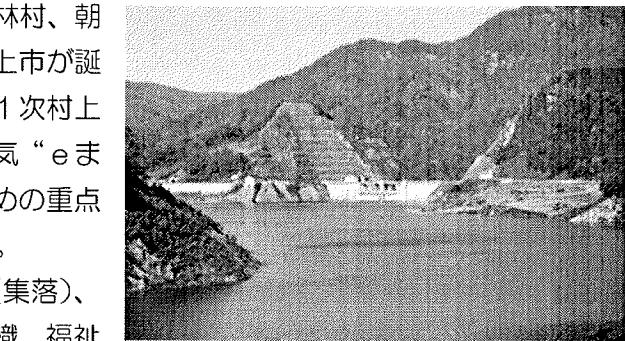
三面地域まちづくり計画

はじめに

平成 20 年 4 月に、村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の 5 つの市町村が合併し新村上市が誕生しました。村上市では平成 21 年度に第 1 次村上市総合計画が策定され、市の将来像を「元気“e まち”村上市」と定め、将来像を実現するための重点戦略として「定住の里づくり」としました。

これまで村上市の各地域では、自治会（集落）、公民館、老人会、婦人会、PTA、防災組織、福祉ボランティア、趣味のサークルなどがさまざまな活動をしてきました。しかし、急速な社会の変化と過疎化、少子高齢化が進む中、市民のニーズは多種多様化し複雑な地域課題が増えてきました。

こうした課題を解決するため、地域のあらゆる人たちが一体となり、意見を出し合い、ともに協力して活動し、均衡ある地域の発展と活性化を図る組織として、旧 5 市町村の実情に合わせたまちづくり組織が設立されることになりました。



朝日地区においては、昭和の大合併前の旧村単位となる 5 つの地域で、まちづくり協議会を組織することになり、この度「三面地域まちづくり協議会」を設立する運びとなりました。

地域の個性や魅力を生かし、住民が本当に「ここに住み続けたい」「住んで良かった」と実感できるまちづくりを実現するために「三面地域まちづくり計画」を策定いたしました。

1 地域の特色、課題

三面地域は、雄大な朝日連峰を源とする三面川が中央を流れ、その川沿いに岩崩、茎太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田の 10 集落が点在し、1,410 人、393 世帯が暮らしています。（平成 24 年 1 月 1 日現在：住民基本台帳）

また朝日スーパーライン、三面ダム、奥三面ダム、二子島森林公園、縄文の里朝日、布部やな場など自然や歴史文化を利用した観光施設に恵ま



れており、地域を訪れる人は多く、夏には鮎釣りの人々などで賑わいを見せています。

しかし、昭和30年に3,599人だった人口も、社会情勢の変化や奥三面ダム建設に伴う集団移転等により、今では当時の半数にも満たず、少子高齢化が進行し、後継者不足により地域のコミュニティ活動や災害時の対応に支障をきたし始めていることから、新たなまちづくりを進める必要があります。

■三面地域人口推移

単位：人

区分	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年
人口	3,599	2,687	2,222	2,006	1,949	1,535	1,366
増減	-	△ 912	△ 465	△ 216	△ 57	△ 414	△ 169

注) 数値は国勢調査

2 地域のまちづくりの理念、将来像（目標年度：33年度）

三面地域まちづくりの理念を「三面の雄大な自然と伝統・風景を大切にしながら、活気と地域愛に満ちたまちをつくる。」とし、次の4つの将来像の実現を目指します。

- 一．地域で支え合うという意識が高く、子供からお年寄りまでが安心して生き生きと暮らせるまちを目指します。
- 一．豊かな自然環境が守られ、美しい里山の風景があるまちを目指します。
- 一．集落行事やスポーツ大会を通じて、住民同士の交流が盛んに行われ、お互いのつながりが強いまちを目指します。
- 一．三面の魅力に惹かれ訪れる人で賑わうまちを目指します。

3 具体的な取組みの方向性、実施事業等（計画年度：24年度～33年度）

基本方針	取組みの方向性や実施する事業
地域資源の調査・活用と情報発信により、交流人口の拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none">・観光施設を整備し有効利用を図る。・地域資源を利用し他地域と交流する機会をつくる。・案内看板や案内マップを作成し、地域の情報を発信する。
地域住民の交流と健康増進を図るイベントを開催する。	<ul style="list-style-type: none">・地域全体のイベントを行う。・地域住民の健康増進につながるスポーツ大会を行う。
地域の特色を生かした産業振興を図る。	<ul style="list-style-type: none">・地域の特産品の掘り起しを行い、直売所をつくる。・耕作放棄地の有効利用を図る。・若者や元気なお年寄りが仕事のできる場所をつくる。
地域の美化、自然環境の保全に努め、安心安全なまちをつくる。	<ul style="list-style-type: none">・地域の環境美化活動を行う。・自然環境の保全を図る活動を行う。・地域住民が安心安全に暮らせる取り込みを行う。・誰もが利用できる公園を整備する。
集落の行事・文化への支援と地域で支える仕組みをつくる。	<ul style="list-style-type: none">・各種伝統文化や行事の後継者を育てる。・高齢者を支えるボランティア組織をつくる。・集落行事・文化に対し支援する仕組みをつくる

4 事業計画年度（実施年度：24 年度～33 年度）

基本方針	事業項目	実施年度											備考
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
地域資源の調査・活用と情報発信により、交流人口の拡大を図る。	観光施設の整備												
	交流事業の開催												重点実施
	地域情報の発信												
地域住民の交流と健康増進を図るイベントを開催する。	地域全体イベントの開催												重点実施
	地域住民のスポーツ大会の開催												
地域の特色を生かした産業振興を図る。	地域特産物の発掘												
	地域特産品の販売												
	土地の有効利用												
地域の美化、自然環境の保全に努め、安心安全なまちをつくる。	クリーン作戦												重点実施
	花いっぱい運動												重点実施
	自然環境調査												
	防犯防災活動												
集落の行事・文化への支援と地域で支える仕組みをつくる。	後継者育成												
	ボランティア組織づくり												
	集落活動支援												

第4号議案

平成24年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

平成24年度の事業計画及び収支予算について、案により承認を求めます。

平成24年3月8日提出

平成24年 月 日承認

【参考様式第2号（条例第6条関係）】

平成24年度事業計画書（案）

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	備考
1 地域資源の調査・活用と情報発信により、交流人口の拡大を図る。	(1)情報発信事業 ①広報誌の発行	4～3月	全世帯	まちづくり協議会の取組状況などを紹介する広報紙を年4回発行する。	
2 地域住民の交流と健康増進を図るイベントを開催する。	(1)地域住民交流事業 ①住民交流イベントの実施	未定	構成員	地域住民の交流と親睦を図り、まちづくり活動への参加意識を醸成する。	
3 地域の美化、自然環境の保全に努め、安心安全なまちをつくる。	(1)環境美化事業 ①環境美化活動の実施	未定	構成員	集落内や道路沿線のゴミ拾い等を実施する。	
4 集落の行事・文化への支援と地域で支える仕組みをつくる。	(1)集落活動支援事業 ①集落等の活動支援	4～3月	集落等	集落等で取り組んでいる活動に対し要綱を定め助成する。	
5 まちづくりの人才培养と組織力の向上を図る。	(1)調査研修事業 ①先進地事例の調査研究	未定	構成員	先進地事例の調査研究を行う。	

収支予算書(案)

収入

(単位：円)

区分	本年度	前年度	比較	説明
1 地域まちづくり交付金	1,285,000	0	1,285,000	市地域まちづくり交付金
2 繰越金	14,000	0	14,000	設立準備会からの繰越金
3 雑入	1,000	0	1,000	預金利子等
合 計	1,300,000	0	1,300,000	

支出

(単位：円)

区分	事業	本年度	前年度	比較	説明
1 環境美化経費		200,000	0	200,000	
	1 環境美化事業	200,000		200,000	環境美化活動の実施
2 交流事業経費		200,000	0	200,000	
	1 地域住民交流事業	200,000		200,000	住民交流イベントの実施
3 地域振興経費		600,000	0	600,000	
	1 情報発信事業	100,000		100,000	広報紙の発行
	2 集落活動支援事業	500,000		500,000	集落行事・文化保存等への支援
4 組織運営経費		290,000	0	290,000	
	1 報償費	150,000		150,000	役員等活動謝礼
	2 旅費	20,000		20,000	旅費交通費
	3 需用費	20,000		20,000	消耗品、燃料費、印刷費等
	4 役務費	10,000		10,000	通信費
	5 使用料及び賃借料	50,000		50,000	会場、車両等借上げ
	6 備品購入費	30,000		30,000	備品購入
	7 負担金	10,000		10,000	会議等負担金
5 予備費		10,000	0	10,000	
	1 予備費	10,000		10,000	予備費
合 計		1,300,000	0	1,300,000	

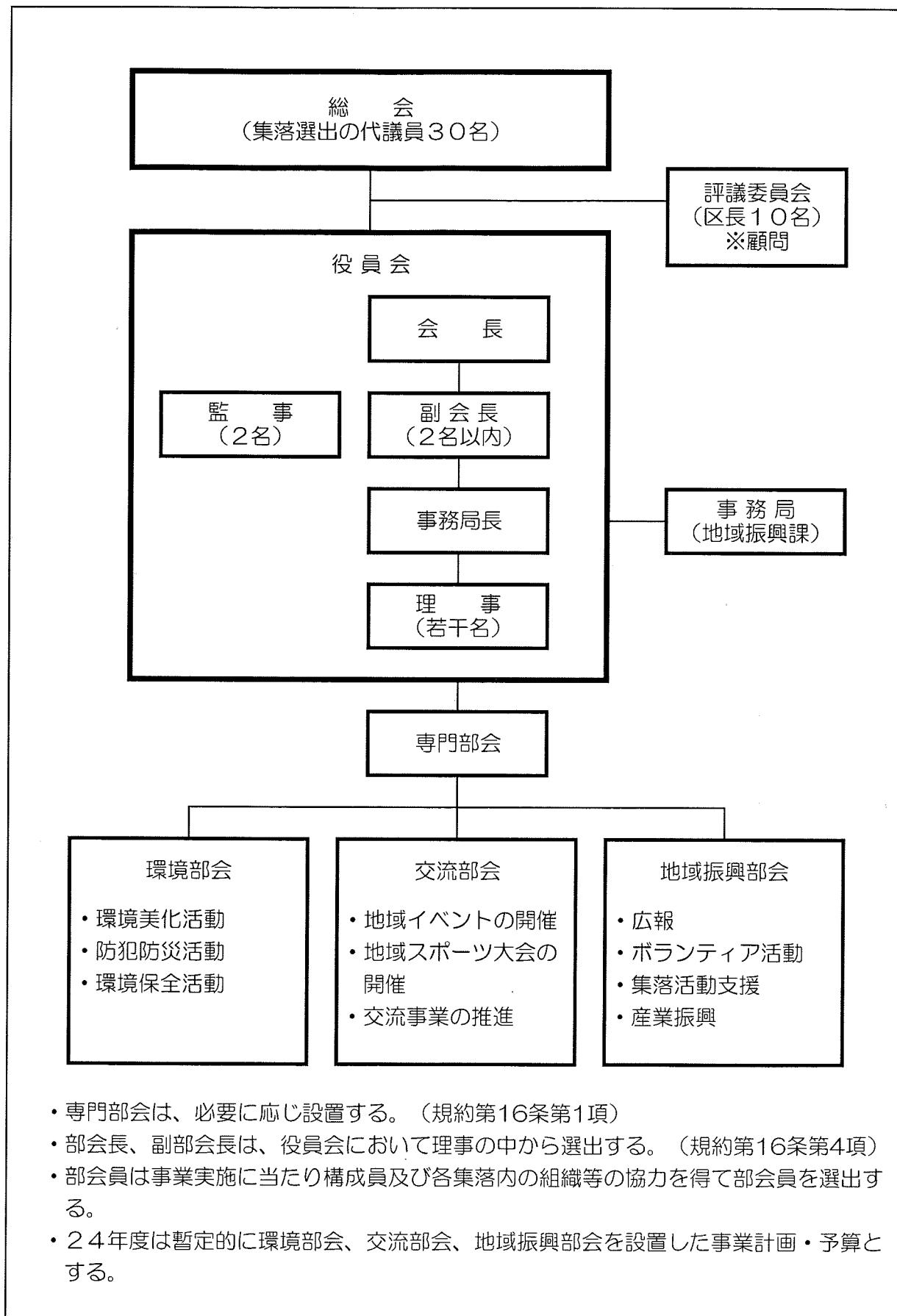
収支差引き残高0円

予算の補正及び流用については、会長に一任する。

代議員名簿

	氏 名	選出集落
1	大滝 亨	岩崩
2	大滝 淳子	岩崩
3	鷺尾 スミイ	岩崩
4	高橋 正安	茎太
5	藤原 富丸	茎太
6	高橋 妙子	千繩
7	田村 新作	千繩
8	高橋 佳照	千繩
9	木ノ瀬 基平太	新屋
10	木ノ瀬 圭三	新屋
11	貝沼 克穂	新屋
12	佐藤 佳奈枝	新屋
13	佐藤 かずえ	新屋
14	本間 裕一	中新保
15	本間 晃一	中新保
16	貝沼 高雄	堀野
17	石栗 平	石住
18	佐藤 吉一	石住
19	佐藤 民夫	石住
20	小田 榮	上中島
21	小田 やよい	上中島
22	黒岩 美奈子	布部
23	小池 博子	布部
24	丹 大輔	布部
25	小池 徹	布部
26	高橋 英明	布部
27	高橋 健悦	布部
28	大田 陽祐	布部
29	本間 浩紀	布部
30	板垣 誠一	猿田

三面地域まちづくり協議会組織図



三面地域まちづくり協議会設立準備会委員名簿

役職	氏 名	集落	役職	氏 名	集落
会長	本間英三	布部	委員	小田榮	上中島
副会長	木ノ瀬彰	新屋	委員	小田やよい	上中島
副会長	高橋八十二	茎太	委員	丹大輔	布部
理事	鷺尾光幸	岩崩	委員	小池徹	布部
理事	高橋利行	千繩	委員	高橋英明	布部
理事	貝沼一夫	堀野	委員	高橋健悦	布部
理事	板垣英一	上中島	委員	大田陽祐	布部
会計	高橋守	中新保	委員	小田淳子	布部
監事	本間誠	石住	委員	板垣信男	猿田
監事	佐藤信一	猿田			
委員	本間三市	岩崩			
委員	本間利廣	岩崩			
委員	高橋美紀	茎太			
委員	佐藤正利	茎太			
委員	川井邦彦	茎太			
委員	田村一幸	千繩			
委員	田村吉雄	千繩			
委員	高橋妙子	千繩			
委員	斎藤修	新屋			
委員	佐藤雅道	新屋			
委員	菅井一志	新屋			
委員	高橋甚四郎	中新保			
委員	高橋章平	中新保			
委員	本間裕一	中新保			
委員	貝沼実	堀野			
委員	貝沼高雄	堀野			
委員	石栗平蔵	石住			
委員	石栗平	石住			

三面地域まちづくり協議会設立までの取り組み

日 時	会 議（場所）	内 容 等
5月31日（火） 嘱託員会議終了後	三面地域まちづくり協議会設立発起人会の設立（朝日支所）	組織立ち上げ、正副会長の選任
6月14日（火） 午後7時30分～	第2回発起人会 (布部集落センター)	市民協働のまちづくり住民説明会について
7月20日（水） 午後7時～	市民協働のまちづくり説明会 (布部集落センター)	市民協働のまちづくりの概要説明
8月2日（火） 午後7時30分～	市民協働のまちづくり説明会 (岩崩地区集会施設)	市民協働のまちづくりの概要説明
8月3日（水） 午後7時30分～	市民協働のまちづくり説明会 (茎太集落センター)	市民協働のまちづくりの概要説明
8月25日（木） 午後7時～	第3回発起人会 (布部集落センター)	準備会委員の選任方法及び人数について 準備会委員の役割及び今後のスケジュールについて
9月21日（水） 午後7時～	第4回発起人会 (布部集落センター)	準備会委員の選任について 準備会規約(案)について 準備会に日程について
10月12日（水） 午後7時～	三面地域まちづくり協議会設立準備会の設立 (布部集落センター)	設立準備会の役割と検討プロセスについて 設立準備会規約（案）について 設立準備会役員の選任について
10月28日（金） 午後7時～	第2回設立準備会 (布部集落センター)	第1回ワークショップ テーマ：三面地域をどのような地域にしたいか
11月17日（木） 午後7時～	第3回設立準備会 (布部集落センター)	第2回ワークショップ テーマ：三面地域で感じている好ましい現状と気になる現状について
12月8日（木） 午後7時～	第4回設立準備会 第5回発起人会 (布部集落センター)	第3回ワークショップ テーマ：三面地域の将来像を考えよう 設立総会の日程について
12月21日（水） 三面地区懇談会時	第6回発起人会 (割烹：善蔵)	設立総会の日程について 協議会役員について 代議員について
1月12日（木） 午後7時～	第5回設立準備会 (布部集落センター)	第4回ワークショップ テーマ：将来像を実現するための具体策について
2月2日（木） 午後7時～	第6回設立準備会 (布部集落センター)	協議会の名称（案）について 協議会規約（案）について まちづくり計画（案）について 役員、代議員の選出方法について
2月22日（水） 午後7時～	第7回設立準備会 (布部集落センター)	協議会の名称（案）の確認 協議会規約（案）の確認 まちづくり計画（案）の確認 役員、代議員の選任について